

東洋製罐株式会社仙台工場の公害防止に関する協定書

昭和 54 年 3 月 27 日

昭和 59 年 4 月 1 日

平成 12 年 6 月 19 日

平成 14 年 5 月 24 日

令和 8 年 9 月 16 日

宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町（以下「甲」という。）と東洋製罐株式会社（以下「乙」という。）とは、公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）第 11 条の規定により、乙が仙台市宮城野区港二丁目 4 番 1 号に設置する仙台工場（以下「工場」という。）について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、工場の操業に伴う公害の発生を防止し、環境負荷の低減を図るとともに、乙の環境保全活動を促進し、健全で快適な環境を確保することを目的とする。

（事業者の責務）

第 2 条 乙は、工場の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

（環境関連法令の遵守）

第 3 条 乙は、環境関連法令を遵守する。

（大気汚染防止対策）

第 4 条 乙は、大気汚染防止のため、工場における別表第 1 に掲げるばい煙発生施設等から排出される排出ガスについて、別表第 2 に掲げる基準を遵守する。

（水質汚濁防止対策）

第 5 条 乙は、水質汚濁防止のため、工場から排出される排出水について、別表第 3 に掲げる基準を遵守する。

（地下水汚染防止対策）

第 6 条 乙は、地下水汚染防止対策のため、適切な措置を講じる。

（土壌汚染防止対策）

第 7 条 乙は、土壌汚染防止対策のため、適切な措置を講じる。

(騒音・振動防止対策)

第8条 乙は、工場から発生する騒音・振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については臨港道路ふ頭5号線北端において別表第4の1騒音の規制基準に掲げる基準を、振動については工場の北側敷地境界線において別表第4の2振動の規制基準に掲げる基準を遵守する。

(悪臭防止対策)

第9条 乙は、工場から発生する悪臭を防止するため、適正な対策を講じ、敷地境界において別表第5に掲げる基準を遵守する。

(地盤沈下防止対策)

第10条 乙は、工場の操業に伴う地盤沈下を防止するため、適切な措置を講じる。

(化学物質対策)

第11条 乙は、工場の操業に伴い使用又は副生する化学物質（以下「化学物質」という。）による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を製品安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替え等、環境中への排出抑制に努める。

(廃棄物対策)

第12条 乙は、工場の操業に伴って生じる廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適正な処理を行う。

(関連事業者に対する責務)

第13条 乙は、乙以外の者が工場内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定、報告及び公表)

第14条 乙は、別に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める。

(公害発生時の措置等)

第15条 乙は、工場の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲若しくは乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。

2 前項の公害が発生した場合、甲及び乙は協力して調査を行い、その原因が乙の責めによると認められるときは、乙は、誠意を持って速やかに問題を解決しなければならない。

(報告及び立入調査)

第 16 条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求め、又はその職員及び甲が必要とする者を同行して事業所内に立入調査することができる。

(施設の設置等の協議)

第 17 条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするとき(以下「新設等」という。)は、甲と事前に協議する。

2 乙は、前項の新設等のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、報告をもって前項の事前の協議に代える。

(景観の保全等)

第 18 条 乙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

(環境保全施策への協力)

第 19 条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(環境保全活動の推進等)

第 20 条 乙は、環境情報の公表や工場の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

(違反時の措置)

第 21 条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合は、甲は、乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

(協定細目)

第 22 条 この協定に定める事項の実施については、甲乙協議の上、別に協定細目を定める。

(その他)

第 23 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

附 則

(効力発生期日)

1 この協定は、令和 8 年 9 月 16 日から効力を生じる。

(旧協定の廃止)

2 甲と乙が平成 12 年 6 月 19 日付けで締結し、平成 14 年 5 月 24 日付けで改正した「東

洋製罐株式会社仙台工場の公害防止に関する協定」は、前項に定める日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年9月16日

甲 宮城県知事

仙台市長

塩竈市長

名取市長

多賀城市長

七ヶ浜町長

利府町長

乙 東洋製罐株式会社
代表取締役社長

別表第 1（第 4 条関係）

1 ばい煙発生施設

項目 施設名	煙突高 (m)	排出ガス量 (m³N/h)	燃料の 燃焼能力 (重油換算 L/h)	排出温度 (°C)	排出速度 (m/s)	使用 燃料
DI No.4 ボイラー	13.6	2,166	88.6	75	7.53	都市 ガス
DI No.5 ボイラー	12.2	1,715	70.9	70	1.98	
No.1 貫流ボイラー	9.3	2,598	106.3	80	7.42	
No.2 貫流ボイラー	9.3	2,598	106.3	80	7.42	
No.3 貫流ボイラー	9.3	2,598	106.3	80	7.42	
No.4 貫流ボイラー	9.3	2,598	106.3	80	7.42	
No.5 貫流ボイラー	9.3	2,598	106.3	80	7.42	
No.6 貫流ボイラー	9.3	2,598	106.3	80	7.42	

備考：数値は、最大能力時におけるものとする。

2 揮発性有機化合物排出施設

項目 施設名	煙突高(m)	排出ガス量(m³N/h)
TU01 ライン乾燥施設	22	10,500

備考：数値は、最大能力時におけるものとする。

別表第 2（第 4 条関係）

1 窒素酸化物排出基準

施設名	協定値 (cm³/m³N)	換算酸素濃度 (%)
DI No.4～DI No.5 ボイラー	100	5
No.1～No.6 貫流ボイラー	100	5

備考

- 1 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める方法又は日本産業規格に定める自動分析記録法によるものとする。
- 2 窒素酸化物濃度は、0°C1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³当たりのものとする。
- 3 窒素酸化物濃度については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。

$$\text{換算窒素酸化物濃度} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

Cs：窒素酸化物の実測値(cm³/m³N)

On：換算酸素濃度(%)

Os：排ガス中の酸素濃度(%)

2 揮発性有機化合物排出基準

施設名	協定値 (ppmC)
TU01 ライン乾燥施設	400

備考：揮発性有機化合物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める方法によるものとする。

別表第 3 (第 5 条関係)

排水水の排出基準

項目	協定値
水量	最大 894m ³ /日
水素イオン濃度（水素指数）	5.8～8.6
化学的酸素要求量	最大 10mg/L
浮遊物質量	最大 20mg/L
ノルマルヘキササン抽出物質含有量	最大 1mg/L

備考：測定方法は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に定める方法とする。ただし、ノルマルヘキササン抽出物質含有量については、同法に準じた方法を含む。

別表第 4 (第 8 条関係)

1 騒音の規制基準

昼：午前 8 時から 午後 7 時まで	朝：午前 6 時から 午前 8 時まで 夕：午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間：午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下

備考：測定方法は、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び公害防止条例(昭和 46 年宮城県条例第 12 号)に定める方法とする。

2 振動の規制基準

昼間：午前 8 時から午後 7 時まで	夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時まで
65dB 以下	60dB 以下

備考：測定方法は、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び公害防止条例(昭和 46 年宮城県条例第 12 号)に定める方法とする。

別表第 5 (第 9 条関係)

悪臭の規制基準

規制箇所	協定値
敷地境界	臭気指数 15

備考：測定方法は、三点比較式臭袋法(平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号)とする。